



目 次

告 示	ペー ジ
○漁船損害等補償法による同意の成立 (漁業管理課)	
(12・4 掲示)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	
(")	1
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (")	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1

告 示

高知県告示第713号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年12月4日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

須崎町加入区

高知県告示第714号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年12月高知県告示第701号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年12月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年12月4日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

須崎町加入区

高知県告示第715号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から平成25年7月高知県告示第447号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 前浜植野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町西 本町五丁目16番から 香美市土佐山田町西 本町五丁目58番まで	前	4.8 }	80
	後	6.1 }	80
		12.5	

高知県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年12月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村名越屋字片山 911番2から 高岡郡日高村名越屋字片山 915番1まで	35	平成25年12月6 日

高知県告示第718号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成25年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香美市土佐 山田町宝町 一丁目	16番4	4.92	27.40	